

島根県建設工事郵便入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県総務部、農林水産部及び土木部所管の建設工事の請負契約について、その入札を郵送により執行（以下「郵便入札」という。）するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 郵便入札は、一般競争入札、簡易型一般競争入札、総合評価方式及び指名競争入札により執行される工事を対象とする。

2 請負対象額が4千万円以上2億円未満の工事で知事が特に必要と認めた場合、又は請負対象額が4千万円未満の工事で緊急に施工する必要のある工事など特別な理由があり、入札執行者が特に必要と認めた場合は、郵便入札によらないことができる。

(郵便入札による旨の公告等)

第3条 対象工事の入札を郵便入札により執行しようとするときは、一般競争入札、簡易型一般競争入札又は総合評価方式にあつては公告に、指名競争入札にあつては入札指名通知書にその旨を記載するものとする。

(見積期間)

第4条 郵便入札における見積期間は、一般競争入札の資格確認通知、簡易型一般競争入札の公告の日又は指名競争入札を通知した日の翌日から起算し第6条に規定する入札書等の提出期日の2日前までとし、次に掲げる工事等の規模に応じた見積の期間を置かなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 工事1件の請負対象額500万円未満の場合は、1日以上

(2) 工事1件の請負対象額500万円以上5,000万円未満の場合は、10日以上

(3) 工事1件の請負対象額5,000万円以上の場合は、15日以上

2 前項の見積期間には、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に定める休日は含まないものとする。

(入札書等の提出方法)

第5条 入札参加者は、入札書、工事費内訳書（第9条で指定する工事に限る。）、一般競争入札に係る資格確認通知書の写又は簡易型一般競争入札に係る競争参加資格確認書類（以下「入札書等」という。）を次に掲げる方法により郵送で提出しなければならない。

(1) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。ただし、指名競争入札については内封筒を省略することができる。

(2) 入札書は内封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（共同企業体の場合は、共同企業体名）を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書等を入れ、封筒の表面に、開札日、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（共同企

業体の場合は、共同企業体代表者の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載の上、郵送により提出しなければならない。

- 2 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかにより、公告又は指名通知(以下「公告等」という。)で指定された提出先に、配達日指定郵便で郵送しなければならない。
- 3 指定の提出方法以外の入札書等の提出は認めない。

(入札書等の提出期日等)

第6条 入札書等の提出期日は、原則として開札日の2日前(その日が休日であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日でない日。)とする。

- 2 入札参加者は、入札書等を公告等で指定された提出期日を配達日に指定した配達日指定郵便とし、第5条第2項に規定する提出先に郵送しなければならない。
- 3 公告等で指定された提出期日以外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

(入札書等の受領及び管理等)

第7条 入札執行者は、到達した入札書等の封筒を確認し、第8条の規定に該当する場合は不受理とするものとする。

- 2 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで封筒を開封しないものとする。
- 3 入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
- 4 一度提出された入札書等の書替え、引換え又は撤回は認めないものとする。
- 5 受領した入札書等は、入札執行の必要などときまで、金庫等に確実な方法で保管しなければならない。

(入札書等の不受理)

第8条 前条により受領した入札書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、不受理とし、入札書等不受理通知書(別記様式)を添えて、当該入札者に普通郵便で郵送するものとする。

- (1) 第5条第2項に規定する郵送方法以外で提出された入札書等
- (2) 公告等に示す提出期日以外の日に到達した入札書等
- (3) 外封筒表記の宛先、開札日、工事名又は工事場所のいずれかが未記載等により意思表示が明確でない入札書等
- (4) 外封筒表記の入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)が記載されていない入札書等
- (5) 外封筒に開札日、工事名、工事場所又は入札者の商号若しくは名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)のいずれかが複数記載されている入札書等

(工事費内訳書の提出)

第9条 入札参加者は、請負対象額1,000万円以上の工事の入札に際しては、入札書の提出に併せ対象工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

- 2 提出された工事費内訳書は、開札後に積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員をいう。）等が確認し、入札終了後3年間保管しなければならない。
- 3 前項の確認において疑義がある工事費内訳書は、島根県建設工事等入札不正行為情報対応要領（平成6年10月6日管発第431号土木部長通知）第14条に規定する公正入札調査委員会を経て土木部土木総務課建設産業対策室へ報告しなければならない。

（入札の辞退）

第10条 郵便入札における入札辞退は次のとおりとする。

- (1) 一般競争の資格確認通知又は指名通知を受けた者の入札辞退は、入札書等の提出期日までに、入札辞退届を持参又は郵送により提出するものとする。
 - (2) 入札書等を差し出した後に辞退しようとする場合は、入札者は差し出した郵便の取戻し手続きを行うとともに、入札辞退届を持参又は郵送により提出するものとする。
- 2 入札書等が到達済みの場合、入札辞退することはできない。

（入札調書の作成）

第11条 入札執行者は、封筒の表記をもとに入札調書を作成するものとし、対象工事に係る入札書等を受理した全ての入札参加者名を記載するものとする。

- 2 指名競争入札にあつては、封筒の表記により指名業者の参加を確認するものとする。

（開札）

第12条 開札は、公告等に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札は、公開とする。
- 3 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 4 入札調書には、前項の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が記名押印するものとする。
- 5 入札執行回数は、1回とする。
- 6 入札書等の提出をした者が1名の場合でも開札を行う。
- 7 入札執行者は、同じ最低価格をもって入札した者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者又は当該入札者が開札に立ち会っていないときには第3項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。
- 8 総合評価方式において、開札後総合評価を行った結果、最高の評価値となった者が2者以上ある場合は、当該入札者又は当該入札者がくじ引きに参加しない場合は第3項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

（入札の無効）

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の資格、入札に関する条件に違反した者の入札
- (2) 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (3) 金額の記入がない入札書による入札
- (4) 金額を訂正した入札書による入札

- (5) 入札書の工事名又は工事場所のいずれかが公告等と一致しない入札書による入札
 - (6) 入札書の工事名、工事場所、商号若しくは名称（共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表者の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
 - (8) 工事費内訳書に商号又は名称が記載されず、又は入札者の押印のない工事費内訳書を提出した者がした入札
 - (9) 内容が未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者がした入札
 - (10) 第9条第1項に規定する工事において、工事費内訳書を提出しない者がした入札
 - (11) 入札書提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者のした入札
 - (12) 入札公告又は指名通知の日から開札日までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者のした入札
 - (13) 虚偽の申請又は届を行った者のした入札
 - (14) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- 2 前項各号に該当した場合は、入札調書に「無効」と表示するとともに、その理由を記載するものとする。

(入札の失格)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格の入札をした者
 - (2) 島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）に基づく数値的判定基準に適合しない者
 - (3) 低入札要領に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事後の事情聴取及び資料提出等に協力しない者
 - (4) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がなされないと判断された者
 - (5) 指名競争において第8条各号のいずれかに該当し不受理とされた者
 - (6) 一般競争入札、総合評価方式又は指名競争入札において、入札書等の提出期日までに入札書等又は辞退届を提出しなかった者
- 2 前項各号に該当した場合は、入札調書に「失格」と表示するとともに、その理由を記載するものとする。

(落札)

第15条 入札執行者は、開札後、最低入札価格の入札金額及び入札者名を読み上げ、落札を保留し開札を終了する。ただし、最低の価格を持って入札した者、又は総合評価方式において評価値のもっとも高い者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札調査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。

- 2 指名競争入札にあつては前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内で最低制限価格を下回らない価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。

(入札結果等の公表)

第16条 入札執行者は、落札者の決定した工事について、島根県建設工事入札結果等閲覧規程（昭和57年6月1日島根県告示第648号）の定めるところによるほか、次のとおり入札結果等に関する書類を閲覧に供するものとする。

- (1) 入札書等を提出した業者名を記載した書類
- (2) 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由を記載した書類
- (3) 入札者名、入札の経緯及び最終入札結果を記載した書類

2 入札執行者は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(入札の延期、取り止め)

第17条 入札執行者は、郵便入札において、事故又は交通遮断等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき、又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し若しくは取り止めることができるものとする。

2 前項により入札を取りやめた場合は、入札書等は普通郵便で当該入札者に返送するものとする。ただし、不正な行為等により入札を取りやめた場合を除く。

(費用の負担)

第18条 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、入札の執行については島根県建設工事等入札執行要領の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年6月1日から施行し、同日以後に公告行う工事の入札に適用する。

(適用除外)

2 指名競争にあつては当分の間、郵便入札によらないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年11月1日から施行する。

2 指名競争入札により執行される工事については、平成20年11月17日以降に指名を行うものから適用する。

3 施行の日から平成21年2月28日までの間は、第5条第2項において「特定記録郵便」を「配達記録郵便」に読み替える。